主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人山本彦助、同森田莞一の上告趣意第一点は、違憲をいうが、所論は原審に おいて主張判断を経ないものであり、同第二点は、量刑不当の主張であり、同第三 点は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。 また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四五年四月一四日

最高裁判所第三小法廷

美	義	村	飯	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
太 隹	正	本	松	裁判官
郷	/ \	根	関	裁判官